

最新連合王国海上保険判例にみる詐欺的手段による保険金請求

- The DC Merwestone -

森 明

要 約 (Abstract) :

連合王国（以下「英国」とする）では「保険金詐欺」(Insurance Fraud)は犯罪である。保険者は保険給付を免責される。嘘を吐いて保険金を詐取をした場合、その事実が判明～立証されたときは保険金請求は失権する。事故は真正なものであったが保険金請求に当り嘘を吐いた場合はどうか？そのとき実際の損害額を超えて過大請求を行なったとすれば「不正請求 (Fraudulent Claim)」とされ、判例法では原則として保険金請求額は零となるとされていた。

本件の事故は実際に海難に因り生じたものであったが、修繕費の早期支払いを求めて、船主代理店の船舶管理人は事実と異なる余計な嘘を吐いた。これは「詐欺的手段 (Fraudulent Device)」を用いた保険金請求であった。

第一審では詳細な事実認定を行ない、これは正当な保険金請求であるが、嘘を吐いたので残念乍ら先例に則り保険者は免責されるとした。控訴審でも更に詳しく検討して原審を是認した。

本件の英国最高裁は先例を変更して、詐欺的手段を用いた場合、真正な不正請求ではないとこれを峻別して、これを「附帯謊言」と名付けて保険給付を認めた。従って、保険業界では大騒ぎとなり、多数の「新聞や雑誌」で、保険金を請求するときに嘘を吐いても構わない、とする報道されたので世間を賑わした。

最高裁はいつもの通り下級審の事実認定に基づき純粋な先例解釈～法理論の展開のみを行なった。本件は英国の裁判所で6回争われた。高等法

院、控訴院、最高裁で延べ 12 人の判事及び 21 人の法廷弁護士が登場する難事件であった。保険の元祖でもある海上保険の事件としては極めて稀な道筋を歩んだ事件であるので、先例とそれらの登場人物更に業界の対応に焦点を当てて解説したい¹⁾。

重要な言葉 (Key Words): 最大善意 (Utmost Good Faith)、附帯 謊言 (Collateral Lie) と 画蛇添足 (Gild the Lily)、裁判官と代理人 (Justices, Counsels and Solicitors)

I : 本件判決の一覧 (Published Judgments)

The DC Merwestone

- ① pp. 001-015 [2013] EWHC 581 (Comm) Christopher Clarke J
- ② pp. 015-020 [2013] EWHC 658 (Comm) Christopher Clarke J
- ③ pp. 020-092 [2013] EWHC 1666 (Comm) Popplewell J
- ④ pp. 092-101 [2013] EWHC 1667 (Comm) Popplewell J
- ⑤ pp. 101-145 [2014] EWCA Civ 1349 Christopher Clarke LJ, Vos LJ and Sir Timothy Lloyd
- ⑥ pp. 145-194 [2016] UKSC 45 Lords Sumption, Clarke, Hughes, Toulson and Mance (dissenting)
 - pp. 145-164 [2016] UKSC 45 Lord Sumption
 - pp. 164-167 [2016] UKSC 45 Lord Clarke
 - pp. 167-184 [2016] UKSC 45 Lord Hughes
 - pp. 184-185 [2016] UKSC 45 Lord Toulson
 - pp. 185-194 [2016] UKSC 45 Lord Mance

(註 : 頁数は 6 件を筆者が合体したものによる)

Counsel (Bar set / Chamber) and [Solicitor] for the Claimant

- ① Chirag Karia QC (Quadrant Chambers) [Sach Solicitors]
- ② Chirag Karia QC (-do-) [Sach Solicitors]
- ③ Chirag Karia QC (-do-) Tom Bird (Quadrant Chambers) [Sach Solicitors]
- ④ Chirag Karia QC (-do-) Tom Bird (-do-) [Sach Solicitors]
- ⑤ Chirag Karia QC (-do-) Tom Bird (-do-) [Holman Fenwick Willan LLP]
- ⑥ Richard Lord QC (Brick Court Chambers) Tom Bird (-do-) Victoria Wakefield (Brick Court Chambers) [Holman Fenwick Willan LLP]

Barristers (Bar set / Chamber) and [Solicitors] for the Defendant

- ① Nigel Jacobs QC (Quadrant Chambers) [Ince & Co]
- ② Nigel Jacobs QC (-do-) [Ince & Co]
- ③ Nigel Jacobs QC (-do-) Ben Gardner (Quadrant Chambers) [Ince & Co]
- ④ Nigel Jacobs QC (-do-) Ben Gardner (-do-) [Ince & Co]
- ⑤ Colin Edelman QC (Devereux Chambers) Ben Gardner (-do-) [Ince & Co]
- ⑥ Colin Edelman QC (-do-) Ben Gardner (-do-) [Ince & Co]

(註：登場人物から英国判例に通じた者には大事件である事が一目瞭然である。新しく出される数多の判例を読む場合、先ず「登場人物」(裁判官に加え代理人)を見て、これを精読するか否かを判断する必要がある。英法は裁判所ではなく裁判官が作る = **Judge-Made law** からである。そして次に「引用判例」を見れば判決の出来の良し悪しが判断出来よう)

II : 判決主文 (Summary of Judgments)

Lord Sumption は主文を言渡した。Lord Hughes と Lord Toulson が陪席、この二人と Lord Clarke が追加の理由を述べてこれに同意した。本件最高

裁判決の法廷で言渡された「主文」の全訳は以下の通りである。

(199) *Versloot Dredging BV and another v HDI Gerling Industrie Versicherung AG and others* – UKSC Court 1 - YouTube (6:57) ²⁾

Versloot Dredging 対 HDI Gerling の上告審判決

Lord Hughes : Lord Sumption が判決を言渡します。

Lord Sumption : 英国の保険法には被保険者の保険者への開示について厳格な規則が定められています。保険契約は、契約交渉中だけでなく契約後も、被保険者が保険者と最大善意を以て取引する事を求めています。保険金請求の際に被保険者が嘘を吐いた場合、保険金請求は失権し、保険者は一切の責任を免れる事が出来るという決まりがあります。この訴えは保険金請求を行なう過程で語られた嘘についてのものです。

2010年1月に DC Merwestone 号は、貨物の鉄屑を積んで Baltic Sea を航海していました。本船は機関室への浸水に因って主機関が冠水し航行不能に陥り、主機関は修繕不能な程損傷しました。

浸水は、(i) 非常用消火揚水機の海水取水弁を閉じなかった乗組員の過失、(ii) 定期的な修繕（検査工事）を行なった際に防水隔壁を密閉しなかった修繕業者の過失、(iii) 十分な速度で排水出来なかった機関室の揚水機の欠陥、等の要因が組み合わさった事に因って引き起こされました。船主は修繕費用を船舶保険会社に請求しました。

第一審裁判官は、請求は正当なものであると判断しました。損害は契約していた保険証券の海固有の危険によって引き起こされました。損害額についての争いはありませんでした。併し、事実関係の調査が続いている間に、船舶管理を行なう代理店の責任者である Mr Kornet は、事実関係を潤色する事にしました。彼は乗組員が滲水浸水警報（bilge alarm）への対応

が間に合わなかった為に機関室の冠水が発生したという仮説を持っていました。彼は保険会社にこの事は乗組員から報告されていたと伝えました。それは事実ではありませんでした。乗組員からそのような報告はなかったのです。

Mr Kernet がこのような事実無根の話をしたのは、保険会社の調査に時間が掛かっている事に不満を感じていたからです。彼は、機関室の揚水機や隔壁の状態を理由に、保険会社が責任を拒否しようとしていると考え、船主が有利な立場にあると考えていた乗組員の過失に注意を向けさせようとしたのです。第一審裁判官が判断したように、保険会社には何れにせよ責任があるので、このような事は全く不要でした。機関室の揚水機と隔壁の状態は(保険会社の)防禦策にはなりません。従って、Mr Kernet が百合の花に金色を着色したところで何の違っても生じなかったのです。

併し、保険会社は、そうでなければ成功する権利があったにも拘らず、兎に角請求を拒否する根拠として Mr Kernet の嘘を突いたのです。この訴えの問題は保険会社にその権利があったかどうかです。

保険金請求を提示する際の嘘がその請求を失権させた判例は、略凡ての事案を見ると詐欺的過大請求の事案でした。つまり、被保険者が純粹に被保険危険に因る損害を被ったがその額を意図的に膨らませてしまったというものでした。その為、被保険者は保険会社を利用して、自分が受ける権利を超えた金額を回収しようとしているものでした。

このような場合の規則は非常に明確です。被保険者は、膨らんだ部分だけでなく、請求額全体が回収出来ない事になるのです。この規則は、不誠実な請求を抑止する為に存在しており、法律が不誠実な請求を正直なものと不誠実なものに分けていない事も理由の一つです。不誠実な金額の過大請求は保険金請求全部を損なうとの見方をしているのです。

併し、今回の事案は異なります。DC Merwestone 号の損害についての保険金請求は責任と金額の両面で誠実な請求でした。不誠実だったのは主張ではなく Mr Kernet の嘘です。

併し、それにも拘らず填補責任や金額に完全に関連していたので請求を有害なものにはしませんでした。それでも猶、保険会社が責任を回避しようとしたのは、法律的には傍論ではありますが、2003年の **Aegeon** 事件の控訴院に於ける長大且つ慎重な法の検討の結果言い渡された判決を含め、それが法を明言しているものと思われ、その後多くの裁判官に遍く支持されていたからでした。

第一審の **Justice Popplewell** は、このような厳格な規則に反対しましたが、これらの先例に従う義務があると考えました。

控訴審は第一審より厳しいものとなりました。控訴院判事は、保険会社の主張が有益で価値のある規則の解釈だと考えているものと判断して、原審判決を支持しました。

最高裁は4対1の多数決で上告を認めます。**Lord Mance** は反対の判決です。

当裁判所は、詐欺と請求との間に何らかの関連性が無い限り、詐欺を理由に保険契約上の契約上の権利を失権させるべきではないと考えました。保険金請求を裏付ける目的で嘘を吐いた為に保険金請求が失権した場合の殆ど全ての事案では、保険金請求の前に嘘が発見されていてそれを理由に支払いをしていません。これは、詐欺の法律では珍しく、保険金請求の裏付けとして嘘を吐いた場合、それが保険会社に全く影響を与えていないにも拘らず、保険金請求が失権する可能性がある事を意味しています。

これは異常な事ですが、若しその嘘が保険金請求の是非に関係していなくても良いとすれば、更に異常な事です。保険会社は事実関係が不明瞭な時点で調査に関連すると思われるだけで良いと主張しました。保険会社は、事実が明らかになった後であれば、請求の是非に実際に関連している必要はないと主張しました。この主張は、当裁判所には一步踏み込み過ぎているように思われました。

被保険者の誠実さを奨励するという目的は、不誠実さが保険会社の責任に何ら影響を及ぼさない場合には、このような規則を正当化するのに十分

ではありません。保険者は不正請求から保護される権利がありますが、無関係な嘘を理由に正当化された請求を却下するような規則は、保険者の正当な利益にはならないと考えます。

従って、当裁判所は被保険者有利の判決を言い渡します。

Lord Hughes : これより休廷します。

これにより数多の関係者が登場した事件の「先例変更」がされた³⁾。

III: 船主・船舶管理人 (Owners Concerned) と損害額 (Claim Amount)

共同海損と海難事故について長年関わって来た筆者には関係者に興味は沸く。何故なら本件のような決して珍しくない機関室浸水事故で何故揉めに揉めたか気掛かりになったからである。船主は保守点検に長けていたのか、保険処理に不慣れだったのか、判決 (④ [71]/[77]) に加えて現地の商業登記簿や海運要覧から拾ってみた。これを見れば判決のみでは窺い知れない背景が分かる。

関係者は以下の通りである :

Parties:

- (1) The Shipowner; Versloot Dredging BV / SO DC Merwestone BV
- (2) The Shipmanager; Rederij Chr. Kornet & Zonen B.V.
- (3) The General Manager; Chris Kornet at Rederij Chr. Kornet & Zonen B.V.
- (4) The independent Average Adjuster; A.C.G. Schoutens, NL
- (5) The Underwriters concerned; HDI Gerling Industrie Versicherung Ag & others

(1) 船主は Versloot Dredging BV。本船は一般貨物船、2,983 総噸、4,750 重量噸、1974 年 Kiel, Germany で建造、主機関は 1x MAK - 4 stroke 6 cylinder、4 回転売され、2001 年 5 月に Santuriei Naval Braila, Romania で改造、新し

い船首と船艙を付け足した。2006年に事故当時の船主が購入、船名を DC Merwestone としたが、それ以来家族経営会社の Rederij Chr. Kornet & Zonen B.V. (K&Z) が管理していた。

(2) K&Z は Werkendam, Netherland に事務所を持ち、本船の 25% の受益権を持っていた。海難発生時、本船は K&Z が管理する 8 隻のうちの 1 隻で、北欧の沿岸貿易に従事していた。そのうち 4 隻は 2008 年と 2009 年に竣工した新造船であった。これらの船は通常 5~6 人の乗組員が乗船していた。保守点検作業の一部は乗組員が行っていたが、検査や保守の大部分は下請け業者が行っていた。K&Z は 2020 年 8 月時点で、従業員は 15 名、本船を含め 6 隻の船舶を管理している。業態は、船舶の取得、運航、備船及び譲渡、管理及び処分を含む海運業の運営、砂、砂利、建設及び道路資材の取引等である。以上から船舶保険で見られる「自沈事件等」を引き起こして一獲千金を夢見た船主ではない普通の船主である事が分かる。

(3) Chris Kornet は第一審③判決当時(2013年6月14日)48歳、余計な嘘を吐いたとされ、判例集に130回も登場、読み上げられた「主文」でも5回も名指しされた。彼はは、2005年から2006年にかけてK&Zの部長(General Manager)で、管理・財務担当取締役も務めていた。2001年に上陸する迄の25年間、14年間は船長として勤務していた。最初に上陸した時には、彼は部長になる迄の間、3ヶ月に1回程度の頻度で船を訪問する船舶管理人としての役割を果たしていた。

序でながら、本件では「損害額」について殆ど争われていないが、6回も争われている事件なので記す必要があるだろう。船主が精算書作成を委嘱した A.C.G. Schoutens, NL (従業員 2 名~5 名) によれば、€3,241,310.60 である(①[143])。内訳は主機の取替工事費等の単独海損が€3,257,650.00、機関室が浸水に因り航行不能に陥りその結果雇った曳船料金、避難港入出航に関わる港費と離路期間中の本船船費等の共同海損費用のうち船舶分担額€8,660.60 で、これより船舶保険証券上の船主勘定の免責金額€25,000.00 が控除される。

船主は主機の取替工事費用を請求したが、保険者は損害検査員の報告に基き、取替ではなく修繕で間に合った筈と主張したようだが（①[137]）、判決を読む限り委細は不明である。

IV：附帯謊言（Collateral Lie）と画蛇添足（Gild the Lily）

本件の注目すべき点は Lord Sumption が述べた「附帯謊言（Collateral Lie）」と Lord Hughes が述べた「画蛇添足（Gild the Lily）」である。

Lord Sumption は「判例」の冒頭で以下のように記している（[1]）。

「英国判例法（Common Law）では、被保険者が保険者に対して不正請求（Fraudulent Claim）を行なった場合、後者はその請求を支払う責任を負わない。2016年8月12日以降に締結された契約に関連して、この規則は再修正され、その他の結果は2015年保険法第12条に定義されている。本訴で争点となるのは、何が不正請求を構成するかという点である。これは、2015年の法律が解決しない判例法で論争の的となっている問題である。3つの状況が関連している可能性がある。第一に、保険金請求全体が捏造されている可能性がある。原則として、規則はこの状況に適用されるが、保険者の権利には何も追加されない。保険者は、如何なる場合でも、保険金を支払う責任を負う事はない。第二に、請求保険金額が不正に誇張された真正な請求があるかも知れない。これがこの規則の適用の典型的な事例である。保険会社は、正当化された請求の一部についても責任を負わない。第三に、保険金請求全体は正当化されていても、それを裏付ける情報が不正に誇張されていた可能性がある場合。本訴は、この種の装飾に関するものである。これは一般的に「詐欺的手段」（Fraudulent Device）と呼ばれている。

この表現は、広く19世紀と20世紀初頭に使用されていた火災保険の契約を避ける為の標準的な条項から借用されている。然し、それは古風であり、殆ど問題を説明していない。ここでは、被保険者の請求権とは無関係

な事実が判明したときに判明した嘘を意味する附帯謊言（Collateral Lie）と云う表現を使う事にする。問題は、虚偽の陳述があった場合に、その陳述が事故と無関係であったとき、保険者は、その陳述が真実であっても虚偽であっても同様に給付免責が可能であったという意味で、虚偽の陳述によって裏付けられた請求を否認する権利があるかどうかである。」

Lord Sumption はこの“Collateral Lie”と云う文言を恐らく *Atkin LJ's picture in v Lek v Matthews* 1926 から借用して作出したものと思われる（⑥ Lord Hughes [79]）。Lord Sumption は語学に堪能な「歴史家」でもある。彼は法廷弁護士として駆け出しの頃、師匠（pupil master）の後の Lord Phillips of Matrauers（2009年10月に創設された英国最高裁初代長官）と共に何件もの海事事件や商事事件を担当した。同卿は2012年1月に法廷弁護士から行き成り最高裁判事を任官したが、最高裁では殆ど海事事件を取扱う機会がないので、今回は相当念入りに本件を検討したものと思われる。

因みにこの“Collateral Lie”と云う文言について各裁判官は、Lord Sumption は17回、Lord Clarke は8回、Lord Hughes は24回、Lord Toulson は2回使っている。併し、Lord Mance は零である（collateral と云う文言は用いているが、“collateral lie” そのものは出て来ない）。

筆者はこの新語を中国陝西省榆林仲裁委員会が本件の解説で用いた「连带謊言」及び瀛泰律师事务所の「附帯性謊言」から四文字熟語「附帯謊言」を案出した⁴⁾。「连带」は日本語では「连带感」とか「连带して事に当たる」とか「连带して債務を負う」と云う意味で用いられるので、付随する意味を持たせるべく「附帯」とした。「謊言」は虚偽と同義である。

Lord Hughes は“gilding the lily”という文言を用いて本件の附帯謊言を解説している。これは「既に完璧なものに余計な手を加える」と云う意味で“painting the lily”と同義である。Lord Sumption は「主文」で附帯謊言ではなくこれを用いている。これは *The Life and Death of King John by Shakespeare in 1598(?)* の中にある“To gild refined gold, to paint the lily,…”を借用したもの。日本では「画蛇添足」、略して「蛇足」と云う。日本は

紀元前一世紀に中国で書かれた「戦国策：斉策」の故事を輸入した。

Lord Hughes が判示した主旨は以下の通り。

「49. 保険契約者が保険契約の下で請求を行なう。保険金請求は、保険契約によって提供された担保の範囲内である。損害は保険契約者側の共謀無しに実際に発生したものであり、金額としては増額されていない。保険証券文言には任意の特定の担保違反は無かった。請求は、このように法律上は、これまでのところ問題は無く、成功するであろう。併し、被保険者は、保険者が不当な遅延や調査無しにそれを受け容れる見込みを立てて意図した詐欺的な証拠によって、請求を誇張しているとき、このような理由で請求は失敗するのだろうか？ 言い換えれば、不正請求規則と呼ばれるものの真の範囲とは何であろうか？」

「50. 私は Lord Sumption と同じ結論に達した。不正請求規則は、仮令それを裏付ける為に嘘が語られた場合でも、法律上完全に問題のない請求権を無効にするものでない。併し、私は同卿とは少し異なる理由の追加意見を述べる。」

「51. これは、不正請求規則が英国の法律で十分に確立されており、その請求が完全に捏造されているか、又は過大請求されている場合には、保険契約者の請求の全体を失権させる為に作用する事は、当事者間の共通の認識となっており、これには議論の余地は無い。保険金を請求する契約者は、彼の請求が詐欺的な過大請求である事が判明した場合、その部分はおろか保険金請求額全部を回収出来ない。本件の問題は、被保険者が請求を捏造したり過大請求したりしたのではなく、詐欺的手段と呼ばれるものを使用した場合にも、この規則が適用されるかどうかという事である。この特別な文脈では、基礎となる請求が実際には請求された金額で問題が無い場合に、保険者に請求を提示する際の嘘やその他の詐欺を意味する。典型的には、詐欺的手段は、保険金請求を裏付ける為に進められたある種の欺罔の証拠である。明白に言えば、不正請求、即ち、完全に捏造されているか、又は詐欺的に誇張されているものは、この種の欺罔の証拠によっても

裏付けされる事がある。併し、保険法の用語では、幾つかの保険証券の明示的な条項によって過去の時代に採用された言語から派生した表現である詐欺的手段は、仮令偽の証拠や幾つかの他の詐欺によって裏付けされているにも拘わらず、本来の請求は、良いとしても、それらの場合にのみ参照する為に便利に使用されている。私は感謝しつつ、この状況を説明する為に **Lord Sumption** の表現、附帯謊言を採用する。このような状況は、保険契約者が百合の花に金色を塗る (*gilding the lily*) と表現されるかも知れない。」

尚、6件の判決の中に「不正請求」は227回、「詐欺的手段」は181回登場する。

V : 最大善意 (Utmost Good Faith or *uberrimae fides / uberrimae fidei*)

海上保険法のみの特種用語(概念)に「最大善意」(*Utmost Good Faith or uberrimae fidei*)と「担保」(*Warranty*)がある⁵⁾。前者は1906年海上保険法(*Edward VII*即位第6年法律第41号 海上保険に関する法を法典に編纂する国会制定法〔1906年12月21日〕)の第17条「保険は最大善意に拠る」*Marine Insurance Act (codified by Sir McKenzie D. Chalmers) § 17. Insurance is uberrimae fidei – A contract of marine insurance is a contract based upon the utmost good faith, and, if the utmost good faith be not observed by either party, the contract may be avoided by the other party.* (海上保険契約は最大善意に基づく契約である。当事者の一方が最大善意に違背する行為を行なったとき、他方は其の契約を解除出来るものとする)である。裁判所は、契約法の他の分野で同様の規則がない事を、保険契約の当事者の非対称的な立場を指摘する事で説明してきた。

後者は同法第33条「担保の性質」～第41条「適法担保」(委細略)にあるが、海上保険法では、一般的に停止条件(*condition precedent*)としてこの「担保」(*warranty*)という文言を用いている。併し、この用語は契約

法の他の分野では異なった意味を持つ事に留意しなければならない。例えば、動産売買法や傭船契約に於いては、その違反は「損害賠償請求権を生じしめるに過ぎず、契約を取消す権利を生じせしめない」のである。併し、海上保険では担保違反があるとされたとき、保険契約は無効となり、取得済みの保険料の返戻は不要となる。

「最大善意」は Lord Mansfield が **Carter v Boehm** (1766) 3 Burr 1905 で確立した原則とされているが、同卿自身は最大善意という文言を用いた訳でもなくまた定義付けした訳でもない（註：“good faith” という文言が三回出て来るだけである）。本件（**The DC Merwestone**）でも重要先例として引用された **The Star Sea** ([2001] UKHL 1 / [2003] 1 AC 469 (18 Jan 2001)) で Lord Hobhouse は Utmost Good Faith という用語の歴史を述べているが [44]、判例集（UKHL (BAILII) と AC）により文面が異なっている。後者の方が詳しい。AC (Appeal Cases published by The Incorporated Council of Law Reporting for England & Wales) は英国の判例集としては最も権威があるものとされている。

The Star Sea について Lord Hughes は以下の通り述べている。

「68. 以上の事から、不正請求規則が最大善意の義務の表象に過ぎないという根拠に基づいて、本件の問題に答える事は出来ない事が分かる。不正請求規則は **The Star Sea** によって確認されているが、本件では、現時点でどのような不正行為に該当するのかという問題が残されている。更に、最近の法律（註：Insurance Act 2015）では、誠意の規則と不正請求の規則が異なって扱われている。それは、最大善意の規則を修正しているが、不正請求の規則はそのままにしている。」

Lord Justice Rix は次のように述べている：Lord Mansfield は善意を尽くす義務違反となるとした秘匿と単なる沈黙（“Aliud est celare; aliud tacere …”）との間に間違いなく線引きをしていると思われる。その昔は、保険で云う不告知は「秘匿」とされ、その原則は擬制詐欺と見做され、そのような説明が行われていた。Lord Mansfield は善意の原則を（保険のみなら

ず) 契約法一般に適用範囲を広げる事を提唱したのであるが、その点については彼の考えは(法曹界では)賛同者を得られなかった。併し、それは保険の世界では確りと根を下ろし、詐欺の反立よりももっと進んだ一つの原則となったのである。」(*HIH Casualty & General Insurance Ltd & Ors v Chase Manhattan Bank & Ors* [2001] EWCA Civ 1250 (31 July 2001) [167])。

英国では一般商事契約締結に当り「誠意」(Good Faith)は問われないと裁判所は判示している。これに親子二代で挑戦している裁判官がいる⁶⁾。Sir Andrew (Peter) Leggatt と Lord Leggatt (George Andrew Midsomer Leggatt) である。2020年4月21日に英国最高裁判事を任官した息子は高等法院判事の時、*Yam Seng PTE Ltd v International Trade Corporation Ltd* [2013] EWHC 111 (QB) (01 February 2013) で「誠意」の必要性を説いたが、一ヶ月後の別件で否認された (*Mid Essex Hospital Services NHS Trust v Compass Group UK and Ireland Ltd (t/a Medirest)* [2013] EWCA Civ 200 (15 March 2013) Jackson and Beatson LJ)。併し、63歳の息子は現在英国最高裁判事である。現在定年の70歳を以前の75歳に戻すべきだと云う声が上がっている⁷⁾、若し、そうなれば Lord Leggatt は「先例変更」の機会に恵まれる可能性が高まる。

VI: 裁判官と代理人 (Justices, Counsels and Solicitors)

2014年7月発行の法律制定委員会の報告書 (The Law Commission (LAW COM No 353) And The Scottish Law Commission (SCOT LAW COM No 238) *Insurance Contract Law: Business Disclosure; Warranties; Insurers' Remedies for Fraudulent Claims; and Late Payment* pp.1/420) には詐欺的手段の適用が厳格過ぎると反対の意見を表明した商事法廷裁判官は、Mrs Justice Gloster DBE (Popplewell J の義母)、Mr Justice Burton、Mr Justice Beatson、Mr Justice Christopher Clarke、Mr Justice Flaux and Mr Justice Popplewell である (同上 p.220)。

本件の第一審判事の Popplewell J と其の後昇任して第二審の担当判事となった Christopher Clarke J の有力な商事裁判官の名前がある。彼らは「苦渋の決断」をせざると得なかった。何故なら、*The Aegeon* (Agapitos v Agnew [2002] EWCA Civ 247) は控訴審判例の傍論 (obiter dictum) でもあり、特に同級審の Christopher Clarke LJ は先例として踏襲する必要はなかった (註: 「詐欺的手段」 (Fraudulent Claim) は *The Aegeon* で Mance LJ が案出したものである。不正請求 (請求を進める為に使用される「詐欺的な装置」を含む) を規律する判例法の規則は訴訟前の期間に限定されている為、訴訟中に使用された「あらゆる嘘」や「詐欺的手段」は訴訟手続上の規則に引っ掛かる事になる。その結果、請求を取消し、追加の制裁として請求者に凡ての訴訟費用を支払う責任を負わせる事になった)。併し、*The Aegeon* は後に枢密院や最高裁でも支持されたので、持論を展開する事が出来なかった。末尾の註 2) で記したように、枢密院で関与した裁判官には、[2006] UKPC 30 では Lord Mance、[2014] UKPC 21 では Lord Mance、Lord Sumption と Lord Toulson がいた。枢密院 (正確には枢密院司法委員会) は旧植民地からの上訴を審理するが、これは「判決」ではなく原則として担当判事が代表して「国王への助言」という形式を取る。例えば、直近の *Livingston Properties Equities Inc & Ors v JSC MCC Eurochem & Anor (British Virgin Islands)* [2020] UKPC 31 (30 November 2020) では、The Board's conclusion 41. In the circumstances the Board will humbly advise Her Majesty that this appeal should be allowed, and the order of Wallbank J restored. となる (下線は筆者)。これは判事の間で意見が割れて「多数決」となれば女王陛下が戸惑うからである。従って、[2014] UKPC 21 で Lord Sumption と Lord Toulson は Lord Mance と異なる判示をしたくても出来なかった訳である。尚、Lord Toulson は *The Aegeon* の第一審判事であった。Toulson J は明らかに Mance LJ と異なる見解を持っていたが、控訴院で否認された。因みに Popplewell J は勅選弁護士時代に *The Aegeon* の船主側代理人であった。

Christopher Clarke J は本件① [2013] EWHC 581 (Comm) 及び ② [2013]

EWHC 658 (Comm) を審理した。①は船渠から修繕費の支払いを求められた船主が、これ以上待てないと保険者の事故調査の差止を申立てたもの（註：事故後、保険処理を巡りこの種の争いは決して珍しくないが、裁判～判決の言渡しに至る場合は極めて異例）、②は英国で裁判を行なうに当り、船主は海外の法人であるので保険者が船主に「訴訟費用担保（Security for Costs）」を求めたもの（註：これも涉外事件の場合「必須の争い」であるが、判決の言渡し迄至る事例は珍しい。海事事件では [1991] 2 Lloyd's Rep. 052-055 The Alpha (CA) が有名である。尚、Saville J の第一審判決は未公表で当事者にも記録が残っていない事を確認した）。これら二件は保険填補の可否を争う本訴ではなかったが、事件の概要、特に「真の争点」については分かっていた筈で、昇官して「本訴」を担当する事になった。このように同じ事件を審級を変えて担当する事は極めて異例である。そして「苦渋の決断」をせざるを得なかったのである。

Popplewell J は③と④の担当判事である。③では孫引きも含め 62 件もの先例を参照～精査して「苦渋の決断」（'with the very greatest respect' ③ [160]）をせざるを得なかったが、The Perils of The Seas（「海固有の危険」と Inherent Vice（「固有の瑕疵」）そして The Inchmaree Clause（1887 年の判決 - (1887) 12 App Cas 484 - に因んで名付けられた乗組員の過失に因り発生した船体や機械の故障に係る損害を担保する約款）について詳説した。残念ながら、本件は上訴では「嘘」に焦点が当たり、この部分の影が薄くなって終わったが、これはこれら 3 点に関するものとしては最新の名判決である。彼の「法理論の展開」は、まるで上級審に対して、後日正鵠を射る、即ち先例変更の判決の言渡しを求めんとするが如くである。

④は保険者が争点の変更～追加を申立てたものでこれは却下された。

では事務弁護士はどうか。高等法院（①②③④）の船主側代理人弁護士は Sach Solicitors で担当は Jim Cashman であった。彼は元船乗りで大学で法律を学んで 1996 年に入所して弁護士資格を取得した。其の後 HFW に移籍、控訴院（⑤）と最高裁（⑥）を担当した。保険者側は Paul Billowes

が一貫して担当したが、彼は HFW から 1987 年に Ince & Co に移籍した。この二人の弁護士が事件当初より深く本件に関わり、関係者を交え丁々発止のやり取りが長期間行われていた事が判決の事実認定の箇所に相当詳しく書かれている。本件は船主が発航時本船を堪航ならしむるべく相当注意義務を尽くす努力を欠いていなのではないかと保険会社は疑ったのである。本船の定期検査工事の際の手抜き工事で水密性が保たれている筈の隔壁や揚水機の欠陥を疑い、場合によっては後日修理業者への求償を行なうべく保険会社側は事故調査を続行し続けた。判例には出て来ないが Faz Peermohamed, ex master mariner / partner at Ince & Co も事故調査に当たっている。彼は現在この種の事故調査に最も精通している海事弁護士である。保険者が事故原因に疑問を持ち続けている以上、修繕船渠は完工後本船を解放しない (① [211])。これが保険金支払交渉を長引かせ、附帯謊言が生まれた「真因」である。

本件最高裁担当判事の出身法曹団は括弧内の通りである。Lord Mance (7KBW) Lord Clarke (Quadrant) Lord Sumption (Brick Court) Lord Hughes (No 1 Fountain) Lord Toulson (4 New Square)。何れ劣らずの保険・海事の専門家集団である。このような事例は珍しい。

VII : 新しい模範約款 (New / Model Clause)

本件判決に対する英国の保険業界の反応について記したい。本件で強硬な反対の意見を述べた Lord Mance ⁸⁾ は 2000 年から 2002 年迄英国保険法協会 (British Insurance Law Association) の会長であった。同卿は本件で詐欺的手段の使用と詐欺的な過大請求の追求との間には区別がないとの見解を示し、詐欺的手段の規則を廃止する事は、不正で誇張された或いは詐欺的手段を用いて保険金を請求する事案を助長する、と判示した。従って、詐欺条項が一般的ではない船舶保険の等の企業分野の保険者は、Lord Mance が提案したように ([133])、保険金請求過程で被保険者が詐欺的手

段を使用した事が判明した場合に供え、その効果に関する手段について契約書に明示的な規定を含める事を検討する必要がある。

先ず「約款」について。

本件を再説すると、判例法の「不正請求」規則では、被保険者が請求を捏造したり、不誠実に誇張したりした場合、保険会社は保険金を支払う責任を負わないとされていた。この規則は、所謂「詐欺的手段」にも適用されており、被保険者が嘘を吐いたり、偽りのない真正な請求を提示したりする際に不正を行った場合に適用されていた。*The DC Merwestone* は、不正請求規則の「詐欺的手段」の要素は、「附帯謊言」には適用されない、つまり、他の方法で誠実に行われた請求の回収可能性に「重要」でない嘘を意味する、とした。

以下は Lloyd's Market Association / Clyde & Co – Consumer Wordings Joint Guidance – v4.0 – issue date 14 February 2018 の抜粋の私訳である。

「2016年8月12日に施行された2015年保険法の第12条では、以下のように不正請求規則を法定規準とした。

12 不正請求の救済措置

(1) 被保険者が保険契約に基づいて不正な請求をした場合、(a) 保険者は、保険金を支払う義務を負わない。(b) 保険者は、保険金請求に関して保険者が被保険者に支払った金額を被保険者から回収する事が出来る。(c) また、保険者は、被保険者に通知する事により、不正行為があった時から契約が終了したものとして取り扱う事が出来る。

(2) 保険者が契約を解約したものと見做した場合、(a) 不正行為が行われた時以降に発生した関連する事象に関して、契約に基づく被保険者への一切の責任を拒否する事が出来る。(b) 契約に基づいて支払われた保険料を返還する必要はない。

(3) 本節に基づき契約が終了したものとして扱う事は、不正行為が行われた時より前に発生した関連事象に関する契約当事者の権利及び義務に

影響を及ぼさない。

(4) (2)(a)及び(3)に於いて、「関連事象」とは、契約に基づく保険者の責任を生じさせるもの(契約文言の書き方によっては、例えば、損害の発生、請求の発生、請求の可能性の通知等を含む)を云う。」

第 12 条の導入を見越して、最高裁の判決を待つ間に、Lloyd's Market Association (LMA) は、保険者が希望すれば使用出来るように、以下の任意の模範条項を作成した。

「保険法 2015 - 不正請求条項

1) 被保険者がこの保険契約に基づいて不正な請求をした場合、保険者は次の事項を行なう。a) 保険金を支払う義務はない。b) 保険金請求に関して保険者が被保険者に支払った金額を被保険者から回収する事が出来る。c) 被保険者に通知する事により、不正行為があった時点から契約が終了したものと見做す事が出来る。

2) 保険会社が上記(1)項(c)の権利を行使した場合。a) 保険者は、不正行為の時点以降に発生した関連事象については、被保険者に対して責任を負わない。関連事象とは、保険契約に基づく保険者の責任を生じさせるもの(損害の発生、保険金の請求、潜在的な請求の通知等)である。b) 保険者は支払った保険料を返還する必要はない。

不正請求 - 団体保険 (Fraudulent claims - group insurance) について。

3) 本保険契約が、契約の当事者ではない者(以下「対象者」(“a covered person”)と云う。)を対象とした保険を提供しており、対象者によって、又は対象者の為に契約に基づく不正請求が行われた場合、保険者は、保険者と対象者との間に個人の保険契約があるかのように、上記(1)項に定める権利を行使する事が出来る。但し、これらの権利の行使は、他の人の為に契約に基づいて提供される保険に影響を与えるものではない。

これらの条項の如何なる内容も、2015 年保険法の下での立場を変更す

る事を意図したものではない。LMA5256 2016年3月16日」

これらの条項は再保険契約でも使用可能である。この模範条項が作成された当時、LMAは以下のような指針を提供していた。

「この条項は、被保険者が保険契約の下で不正請求を行った場合の保険者の権利を説明するものである。法律と同様に、この条項では（1(c)の）「不正行為」があった時点から契約が終了したものと見做す保険者の権利について言及している。これは、不正請求そのものを意味する場合もあれば、真正な請求がなされた後に不正な手段を使用した場合（真正な請求を裏付ける証拠の改竄等）もある。

- この条項は、2016年8月12日以降に締結された英国法によって支配される契約については、LMA5062（又は同等のもの）に取って代わるものと予想されている。」

この条項は、S.12で制定された不正請求規則に直接契約上の効果を与えるものであり、The DC Merwestoneの判決から契約を切り離そうとするものではなかった。海上貨物保険では、LMA 5256が不正請求に関するLondon Marketの標準的な「模範」条項であると理解されている。併し、2016年7月26日付けの航空約款 AVN100A Fraudulent Claims Clauseは更に先を行き、事実上、(c)項により、The DC Merwestoneの原則から外れた契約となっており、それには以下のように規定されている。

「不正請求（Fraudulent Claims）」

被保険者は、保険金請求の提示と遂行に於いて、次のような事をしてはならない。(a) 保険金請求を検討する上で重要な情報である事を被保険者が知っている、又は知っている筈の情報を、故意に、又は無謀にも保険者に隠蔽してはならない。(b) 損害の原因として信頼されている事象や請求

額に関して、被保険者が虚偽である事を知っている情報を保険者に提供する事。(c) その他、保険者の責任に対する既知の抗弁の隠蔽を含め、詐欺的な手段や仕掛けを用いた場合。

このような場合、保険者は被保険者への請求の全部又は一部の支払いを拒否する事が出来る。

上記(b)号に記載された状況では、保険者は以下の選択肢を持つものとする。(i) 当該情報が提供された日をもって、当該被保険者に提供された保険契約の全項目の担保を終了する。(ii) 当該情報が提供された日以降に発生した損害に関して当該被保険者に支払われた金額を回収する。(iii) 当該被保険者が支払った凡ての保険料は返戻しない。

本条項の何れかの条項が本保険の適用法と抵触する場合、その抵触の範囲内では効力を持たないものとする。AVN 100A 26.07.16」

尚、上記の利用状況について英国の関係者に訊ねた処、海外の保険会社が AVN100A の文言を用いた事例を扱った事があるが、London Market では一般的であるとは認識していない、との事だった(2020年8月25日現在)。

VIII : 結語と指針 (Epilogue and Guidance)

今後の指針として Lord Hughes の判示は示唆に富む。彼は5人の判事の中で唯一の刑事・家事問題の専門家である。彼は云う：

「98. ... 不正請求者が一人で賭けをしているという命題も完全に正確ではない。詐欺師は発覚しても何も失うものは何もない。」

不正請求による損失額は、「56. ... 英国保険者協会 (Association of British Insurers) の年間£1.32 billion から£2.1 billion の間であるとの推定を受け容れた (Insurance Fraud Taskforce Final Report PU 1891 January 2016)」である。英国では衰退著しい製造業は現在国内総生産の20%しかなく、保険産業を含む金融業の地位は高い。同卿によると、「53. The UK insurance market

was noted to manage investments amounting to 25% of the UK's total net worth.」とある。同卿は出典を明示していないが、これは保険会社は政府債務や英国の上場企業等への投資で間接的に英国経済に貢献していて、その割合が 25%にも上るという意味である。即ち、英国の保険産業は世界の模範となるようにと鼓舞する暗示でもある。

今回詐欺的手段を用いた保険金請求は真正なものであれば認められるとしたが、今後は何が詐欺的手段で不正請求とはどう異なるかが問題となる。

葛城照三博士は「英国海上保険法における De Minimis Rule」（損害保険研究 38 卷 3 号（1976 年 11 月）p. 1/13；昭和 51 年 8 月 18 日記）の「序」で、以下のように解説しているので、場合によっては一支払保険金の協定交渉に当り—この論考は参考になるかも知れない（脚注省略）。

「1. 序 一般英法には、"de minimis non curat lex"（法は些事を顧みない）という法諺がある。これは略して de minimis rule と言われる。この原則の内容は、法は極く小さな事については、これを問題としない、という意味のものである。

最近着の Lloyd's Law Reports, 1975, Vol. 1, Part 4 で、de minimis rule が論争された事件 — 後述の *Boon & Cheah Steel Pipes SDN BHD v. Asia Insurance Co., Ltd.* 事件 — を読んだ。この事件の判決は英国海上保険法を適用した判決であるが、Malaysia High Court におけるマレーシア人裁判官 Raja Azian Shah 氏の判決であるので、興味ある判決であっても、果して英国において、この判決が法律上の判断又は判決の根拠となる先例として取扱われるかどうか疑問をもった。ところが、最近着 Chalmers' Marine Insurance Act, 1906, 8th edition 1976 を見ると、序文にこの事件が新判例として紹介され、本文には 5 回にわたって引用されている。その事から考えて、この判決は、英国においても、de minimis rule についての一つの authority として認められるものと思う。私が、この拙文を草するのも Chalmers' Marine Insurance Act, 1906 の今回の新版にこの事件が収録され

ているからである。」

この *de minimis rule* について Justice Popplewell も判決の中 (*Materiality* [156]/[181]) で先例の *Goulstone* (1866)、*Lek v Matthews* (1927)、*Orakpo* (1995)、*Galloway* (1999)、特に *The Aegeon* (2003) を長々と引用して詳しく説明しているが残念乍ら紙幅の関係で省かざるを得ない。

嘗ては「保険金詐欺」は、海事の世界では本件でも6回引用されている *P Samuel & Company Ltd v Dumas* [1924] AC 431(船底穿孔事件)や *The Salem* [1982] 1 Lloyd's Rep 369 (同前) が典型であった。或いは、直近では海賊襲撃を捏造したとされている *M/V Brillante Virtuoso* [2015] EWHC 42 (Comm)～[2019] EWHC 3300 (Comm) (裁判計5回、現在進行中) のような「大事件」が対象であった。併し、本件はそのような類の事件ではない。一般消費者を対象としている家計保険では「詐欺的な請求」が有り得る。発覚すれば保険会社は保険金の不払い又は既払い保険金の返還を求める事になるが、発覚しないときは何事も無かったように時が過ぎてお終いである。保険会社と圧倒的大多数の誠実な加入者の利益を守る方法は唯一可及的速やかに出来るだけ「人口知能」を活用して未然に防ぐしか無かろう。

本件の英国最高裁判決の主旨を再説すると以下のようなになる。

(1) 完全に捏造された保険金請求は給付免責、(2) 過大請求については、損失自体が本物であるが、保険金請求の金額が意図的に誇張されている場合、保険金請求がされる可能性がある。過大請求されているという事実自体は、それが不正である事を意味するものではない、裁判所は、被保険者とその保険会社の間で一定の「巧みな取引」が行われている事を受け容れる用意がある。難しいのは、「許容出来る」過大請求と詐欺の間に何処に線を引くかである。一般的に、裁判所は、請求が過大請求された程度を追求する。過大請求の程度が大きければ大きい程、不正な意図を見抜くのは簡単だろう。(3) *The Aegeon* で控訴院は、被保険者が自分の請求を裏付ける為、又は訴訟前に有利な和解の可能性を高める為に詐欺的手段を使用した場合、保険者は失権という判例法の抗弁に頼る事が出来ると判断し、こ

の原則は、枢密院迄の裁判所によって承認され、その後の事件で適用されたが、*The DC Merwestone* での画期的な判決で、最高裁は被保険者が詐欺的手段を使用した場合、保険者の失権という救済措置を廃止したのである。

本件は 1906 年英国海上保険法にはない脱近代主義の「詐欺的手段」と云う文言を新奇なそして或る種の芸術用語のような「附帯謊言」と云う文言を用いて結論付けた。これには Lord Mance 以外の Lord Clarke、Lord Toulson、Lord Hughes の 3 人の賛同を得たが、問題は果たして保険金の「不正請求」と「詐欺的手段」を用いた保険金請求との間にどのような線引きをすべきなのか、或いは新しい事例をどのように裁判所が判断するのか、今後判例法の展開が待たれる⁹⁾。

我が国への影響については、これを予測するのは容易ではない。日本の英法準拠約款の下で、精算の問題 (settlement issue) に於ける事項として従う事になるのか、契約自体の解釈問題 (construction issue) でないとして従う事にはならないのか等々、検討すべき点は多い。平成 14 年 2 月 26 日東京地判民事 37 部判決)「モネ保険金請求事件」があるが、「本件判決は、文言上契約が成立するまでは日本法が適用され、その後は、全て英国法が適用されるとの独自の見解に立つ説と解される。しかし、そうであれば、このような時間的な振り分けと、本件英国法準拠条項における保険金請求に関する一切の事項が英国法を準拠法とすることの関係が、全く不明であるといわざるをえない。」という指摘がされている¹⁰⁾。如何せん日本には「権威ある先例」の蓄積が少な過ぎるとしか云いようがない。

(筆者は海損精算人 (Average Adjuster))

1) 人身傷害の請求に関する事案は、2015 年刑事司法裁判所法の第 57 条に準拠するのでここでは取扱わない。「保険詐欺」に関する法廷侮辱と訴訟費用についても英法を理解する上で必要であるが、紙幅の関係で触れない。

2) YouTube は判決の主文言渡しを録画したものを放映している。但し、字幕は誤字・脱字が多いので翻訳する場合に注意を要する。例えば、嘘を吐いた者の名前が Mr Cornett であったり、船名が Merweston、貨物の屑鉄は Scrap an、それに時制、冠詞や前置詞の間違い等々（計 30 ヶ所）が散見される。この主文は「公刊」されていない。

3) 本件で参照された主要先例の登場人物は以下の通りである。太字は判決文を認めた裁判官、括弧内は担当法律事務所。

(1) *Beacon Insurance Co Ltd v Maharaj Bookstore Ltd*: Appeal from Trinidad and Tobago [2014] UKPC 21; Lord Mance, Lord Sumption, Lord Reed, Lord Toulson, **Lord Hodge**

(2) *Michael David Stemson v AMP General Insurance (NZ) Ltd*: Appeal from New Zealand; [2006] UKPC 30; Lord Nicholls, **Lord Hope**, Lord Scott, Baroness Hale, **Lord Mance**

(3) *The Aegeon* [2002] EWCA Civ 247; **Mance LJ, Park J, Brooke LJ**
Andrew Popplewell QC, Claire Blanchard (Ince & Co) for the Owners
Gerald Andrews QC (Memery Crystal) for the Underwriters

(4) *The Aegeon* [2002] EWHC 1558 (Comm); **Moore-Bick J**
Andrew Popplewell QC, Claire Blanchard (Ince & Co) for the Underwriters
Gerald Andrews QC (Memery Crystal) for the Owners

(5) *The Aegeon* [2002] Lloyd's Rep IR 191 [QBD]; **Toulson J**
Gerald Andrews QC (Memery Crystal) for the Underwriters
Claire Blanchard (Ince & Co) for the Owners

(6) *The Mercandian Continent* [2001] EWCA Civ 1275; [2001] 2 Lloyd's Rep 563;
[2001] Lloyd's Rep IR 802; [2001] CLC 1836;
Robert Walker LJ, **Longmore LJ**, Carnwath J
Jonathan Hirst QC, Andrew Lydiard (Clyde & Co) for the Underwriters
Simon Rainey QC, David Foxton (Jackson Parton) for the Owners

註：本件については 2001 年 10 月 12 日の「忽那海事法研究会」で本件を担当した Jackson Parton の解説「*Fraud and Avoidance of Insurance Contracts – The Changing Landscape*」があった。残念乍ら委細は紙幅の関係で割愛する。

(7) *The Mercandian Continent* [2000] 2 Lloyd's Rep 357; **Aikens J**

4) 「翻訳」について付言する。「保険」の用語については、葛城照三「新版講案海上保険契約論」（昭和 41 年 8 月 30 日 早稲田大学出版部）p. 28/29 「第 2 章 海上保険制度の沿革 第 3 節 日本における沿革 第 2 項 海上保険前史」に「保険」の初出について述べている。亦、岡田太「insurance の語源，訳語をめぐるノート」（2019 年 2 月 15 日 明大商学論叢 第 101 巻第 2 号 pp. 61/71）が詳しい。更に、輸入漢語、和製漢語、混合漢語については、愛知大学中日大辞典編集所『日中語彙研究』第 2 号（2012）pp. 49/64 顧令儀「日中同形語 – その学習着眼点と教授法 –」、同第 3 号（2013）pp. 93/116 王敏「音訳の中国語外来語と日本語外来語との対照研究」、同第 3 号（2013）pp. 191/196 彭広陸「中国における中日語彙対照研究の動向 2013」、同第 5 号（2015）pp. 25/46 呉夫迎「中国語における改革開放後新出の日本来源語について」を参照されたい。

5) 拙稿（「最新英国保険判例にみる保険者と被保険者の義務—*Ted Baker v AXA*—」令和元年 9 月：保険学雑誌 646 号 pp. 129/146）の保険に於ける最大善意の概要を加除補筆した。*Carter v Boehm* については池山明義弁護士「英国海上保険法における最大善意の原則の—限界—被保険者による重要事実開示義務の放棄に関する判例の素描—」（「国際取引および海商法の諸問題」）平成 10 年 9 月 24 日：忽那海事法研究会 一橋綜合法律事務所内 pp. 153/187）に詳細な検討がされているので是非参照願う。

6) HMCTS: 2018/10/22 “Negotiation in Good Faith: Adapting to Changing Circumstances in Contracts and English Contract Law” George Leggatt, Jill Poole Memorial Lecture at Aston University: 19 October 2018

7) “Allow judiciary to work until 75, says Britain's most senior judge” Lord Neuberger calls for increase in upper age limit to address problems in recruiting crown court and high court judges (The Guardian 29 March 2017)

8) Lord Mance の思惟方式を最近の海事判例から紐解いてみよう。まずは *The Golden Victory* [2006] EWCA Civ 1190 である。日本郵船株と北欧の大手船社との期限前返船＝傭船契約の解約を巡る事件。履行拒絶の承諾によって契約の解約があり損害賠償金が請求された場合、契約締結後の当事者に無責の事件が、果たして契約上の損害賠償額に与えるか否かが争われた。判例言渡し2週間前に貴族院判事に任官したので Lord Mance として控訴審判決を認めた珍しい事件である。後に [2007] UKHL 12 (*The Golden Victory*) で 3 : 2 と云う僅差であるが是認された。*The Golden Victory* は契約法の教科書の該当部分を書き直す結果を齎した。

共同海損に於ける「代換費用」の概念が初めて英国法廷で争われた事件[2017] UKSC 68 (*The Longchamp*) で、Lord Mance は一人反対意見の述べた。多数意見は、Lord Neuberger、Lord Clarke、Lord Sumption and Lord Hodge だった。*The Longchamp* は先例を精査して契約 (YAR 1974) の字義解釈に拘泥して、今迄行なわれて来た「英国の実務の主流」を敢えて変える事もなかろうと云うものだった。この点では愛国的である。

直近の「船員の悪行」が争点になった[2018] UKSC 26 (*The B Atlantic*) では Lord Mance が唯一人判決を書いた。他の Lord Sumption、Lord Hughes、Lord Hodge and Lord Briggs は追加の判示無し。*The B Atlantic* は原審を破棄した Christopher Clarke LJ の判決を是認したが、当事者が思いも付かなかった[1968] 2 Lloyd's Rep. 47/57 (*The Mandarin Star*) と[1982] QB 946 (*The Salem*) を引用した。英国の裁判では原則として当事者の主張～証拠～先例を含む参照資料に基いて審理を行なうので、これには関係者は相当驚いたらしい。前者は「仁科商事」対「千代田火災海上保険」事件である。両者の控訴院判事は Lord Denning MR。

9) 本件に関する参考文献について。英国の代表的な海上保険法の教科書に Arnould: Law of Marine Insurance and Average がある。本件では第 10 版（1921 年）が 1 回、第 18 版（2013 年）が 5 回引用されている。保険契約締結の前後の区分けはないが「詐欺」について調べると、第 14 版（1954 年）は第 18 章「不実表示」に関連する 9 節があるのみ。それが最新版の第 19 版（2018 年 11 月）では「締結後の最大善意義務と不正請求」の項目のみで 18-24 から 18-43 の 19 節、Footnotes 93/233 へと増大している（Chapter 18 - The Post-Contractual Duty of Utmost Good Faith and Fraudulent Claims; Fraudulent Claims; The juridical basis of the rule）。この中に本件の解説があるが紙幅の関係で紹介は割愛する。

外に (1) [2019] LMCLQ 1-166 Part 1, February 2019 pp. 11/16 'Versloot and the Insurance Act 2015 (DC Merwestone)' Prof Rob Merkin、(2) The Modern Law Review, [2017] Vol. 80, Issue 3, pp. 525/539 'Insurance Fraud and the Role of the Civil Law', Philip J. Rawlings & John P. Lowry、(3) The Law Quarterly Review (2016) pp. 96-119 Insurance Fraud : The 'Convoluting and Confused' State of the Law - Insurance Fraud Revisions and Resubmission, John Lowry and Philip Rawlings、(4) Connecticut Law Journal [Vol. 1 16:1] October 2009 pp. 97/156 'Whither the Duty of Good Faith in UK Insurance Contracts', John Lowry, Professor of University of Connecticut Law School, Hartford, Connecticut, USA がある。

邦文は、控訴審判決については、星誠「英国法における保険金不当不正請求の取り扱い」（損害保険研究 第 77 巻第 1 号（2015 年 5 月 25 日：pp.45-78）、王学士「海事交通研究」（年報）第 64 集（2015 年 12 月 15 日 山縣記念財団）及び最高裁判決については、王学士「保険金の詐欺請求に対する法的規律 - 英国法からの示唆を踏まえて - (1) (2) ((1) 損害保険研究 第 81 巻第 3 号（2019 年 12 月 25 日：pp.1/101 (2) 同第 82 巻第 1 号（2020 年 5 月 25 日：pp.149/235）がある。併せて参照されたい。

尚、藤井郁也法律事務所「火災保険金請求事件で保険契約者・被保険者の故意・重過失が認定された事例 東京地裁判決（平成 13 年 12 月 28 日）」pp.1/25

（「保険毎日新聞」損保版 平成 14 年 3 月 20 日及び同 22 日判例紹介）を参照。
これは本邦の保険金詐欺の実態を知る事が出来る貴重な資料である。

10) 「第 198 回忽那海事法研究会」（2009 年 11 月 6 日）「モネ絵画保険金請求事件判決」配布資料 pp. 1/20 at p. 12 及び「海上保険法研究会」（2010 年 9 月 11 日）平田大器弁護士「貨物海上保険証券における英国法準拠条項の解釈及び英国法における遅延損害金の取扱について」配布資料 pp. 1/20 at 12。

尚、下記判例解説がある。

別冊ジュリスト No 210（2010 年 6 月）国際私法判例百選 34 pp.70/71「分割指定」増田史子京都大学法学部准教授。

慶應法学第 17 号 pp. 153/169（2010 年 10 月）「契約準拠法の分割指定」判例評釈（国際私法）島田真琴慶應義塾大学大学院法務研究科教授。